

政令第 号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる

道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

第七条第二項に次の一号を加える。

三 幅員が六メートル未満の道路

第七条第三項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に改め、「部分」の下に「（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国土交通大臣の認定を受けた場合において路外駐車場の自動車の出口及び入口を設けることができる道路又はその部分として、幅員が六メートル未満の道路、道路の曲がり角から五メートル以内の道路の部分等を追加する必要があるからである。